

## 開業医にありがちな申告ミス 最新税制知って、未然に防ごう

Q

確定申告を控えて準備しているところですが、親から相続し、長い間たんすにしまっておいた金を、昨年売却したことを思い出しました。申告の方法が分かりません。

埼玉県・内科クリニック院長

A

### 金の売却の申告漏れ増 国税庁は今後 税務調査を強化

長年開業医の方の税務申告のお手伝いをさせていただいてありますが、金・地金等（金、白金地金、金貨、白金貨）の売却益の申告漏れ事例を、意外と多く目に見えています。開業医の方にはありがちなミス事例といえましょう。国税庁の譲渡所得調査（全国）によれば、昨年6月までの1年間の事業年度で金地金等売却の譲渡利益の申告漏れ件数は、前年度に比較して

1.76倍に増加しました。1件当たりの申告漏れ額は、502万円に上っています。開業医に限らず増えているわけです。

金地金等を売却して利益が出たときは、原則、総合課税の譲渡所得として、税務申告が必要です。クリニックの事業所得はたいてい顧問税理士が把握していますので、申告自体を忘れてしまうことはほとんどないかと思いますが、金地金等の売却益については、税理士へ報告するのを失念したり、そもそも申告するということ意識がなかったりす

るケースが散見されます。

国税庁は、近年のこのような申告漏れケースが増えていることを重く見ており、今後も金地金等の譲渡に関する税務調査を積極的に推進していくものと思われ、注意が必要です。

金地金等を譲渡した場合の所得は、所有期間によって異なります。同じ譲渡益なら、所有期間が5年を超えた方が所得金額を抑えることができるので、金地金等を売却する際に、いつ購入したものなのか分かるよう、領収書などの記録を必ず残

しておきましょう。

ところが、実際には領収書の紛失など、購入時の情報記録がないケースがままあります。購入した業者が分かっていたら、問い合わせをします。親から相続した場合で、親が購入した際の購入価格など一切分からないときは仕方がないので、「売却代金の5%相当額」を取得価額として計算します。ただしこの場合は、納税額が実態よりも多くなるケースがあります。

購入時の情報がないからといって申告するのをやめるのは、

何の解決にもなりません。というのも、1回の取引金額が200万円を超える場合、金地金等を買取った業者は、その内容を記載した「支払調書」を税務署に提出しなければならぬからです。売却の情報は税務署からは丸見えで、逆に申告漏れの指摘を受け、延滞税や加算税を払うこととなります。

### 昨年度開始の 国外財産調書制度 今年度から罰則も

国税庁は、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、今後も積極的に取り組むこと表明しています。この一環として2012年に創設されたのが「国外財産調書制度」です。これは、12月31日現在で5000万円を超える国外財産を有する者が、国外財産の種類や価額などを記載した調書を作成し、翌年3月15日までに税務署長に提

出しなければならぬという制度です。

今回の確定申告は制度開始から2回目で、今回から次の罰則が設けられています。「国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される」というものです。

ただし、提出期限内に提出しなかった場合に限っては、情状によりその刑を免除することができるとなっています。国外財産に所得がなかったとしてもこの国外財産調書は提出しなければなりませんので、5000万円の範囲や判定の仕方は、顧問税理士に確認してみてください。

### 法人と個人で 処理が異なる クリニックの車の売却

車を売却したときの申告も、ミスが生じやすいものです。次に説明しましょう。まず、クリニックが医療法人なのか、個人経営なのかで、処理が全く変わ

ります。医療法人の場合は単純に、売却収入から車の簿価と売却費用を引いた固定資産売却益が所得です。

消費税の課税事業者は、車の買い換え時の下取りも売却となることに留意してください。下取り価格は、課税売上として消費税の計算をします。

個人経営の場合は、クリニック経営の所得を事業所得として申告します。しかし、この個人経営のクリニックで使用していた車の売却による譲渡所得は、事業所得ではなく、総合課税の譲渡所得として申告します。譲渡所得の算出は、所有期間が5年超と5年以内に分け、金地金等を売却したときと同じ方法で計算します。金地金等も同様ですが、個人経営の場合、事業所得として計算すると、余計に課税されることになってしまいます。なお、譲渡損の場合は、損益通算ができますので、損が出ているので申告しなくていいと安易に考えずに、税金が減る可能性がありますので、顧問税理士に相談してみましよう。

## 悩み解決 クリニック

先生方のお悩みに  
Q&Aでお答えします。



青山学院大学大学院法学科卒業。病院での医療秘書としての経験を生かしながら、現場目線に立った病医院の経営改善、財務分析アドバイスを行っている。医療特化税理士として、医師への節税対策や診療所・クリニックの税務調査の実績を重ね、「医療法人の徹底活用術」「医療関連法規と制度」をテーマに講演も多数手掛ける

TOMAコンサルタンツグループ(株)  
TOMA医療コンサルタンツ(株)  
TOMA税理士法人  
ヘルスケア事業部 部長 税理士  
西條 玲子先生  
Saijo Reiko